



全農薬通報

No.247

平成19年2月20日

..... も く じ

- ◎ 組合からのお知らせ
 - 全国農薬協同組合地区会議
 - 第66回植物防疫研修会
 - 農薬ゼミナールの開催(名古屋)
- ◎ 賛助会員 新規加入
- ◎ 住宅地等における農薬使用について
- ◎ シンポジウムの案内
- ◎ 主な行事予定

全国農薬協同組合=東京都千代田区内神田3-3-4(全農薬ビル)〒101-0047/電話(03)3254-4171(代表)
FAX (03)3256-0980

回 覧							

組合からのお知らせ

1. 全国農薬協同組合地区会議(全農薬・安全協同時開催)

平成19年全国農薬協同組合地区会議が2月6日の関東・甲信越地区を皮切りに2月22日の北海道まで、8地区で開催した。なお、地方農政局担当官がご出席、平成19年度行政について説明していただいた。本年も各地区とも特別講演が行われた。

(1) 日程

地区	月日	開催地	組合員出席	メーカー出席	講師
関東・甲信越	2月6日(火)	東京都	24	26	土門氏
近畿	2月7日(水)	大阪市	23	32	土門氏
北陸	2月8日(木)	金沢市	36	16	土門氏
九州	2月14日(水)	福岡市	36	14	藤田氏
中国・四国	2月15日(木)	丸亀市	40	11	土門氏
東海	2月16日(金)	名古屋市	32	15	本山氏
東北	2月21日(水)	仙台市	19	18	本山氏
北海道	2月22日(木)	札幌市	22	18	玉川氏
			232名	150名	合計382名

(2) 議題

- ① 全農薬の事業運営について
- ② 全農薬受発注システムの説明
- ③ 安全協活動について
(指導農薬について)
- ④ 植物防疫及び農薬関係行政について
- ⑤ 取引メーカー商品説明について
- ⑥ その他

(3) 特別講演

○「農業に関する最近の話題から」 農業ジャーナリスト 土門 剛 氏
関東・甲信越地区、近畿地区、北陸地区、中国・四国地区
※講演要旨を6頁に掲載しました。

○「飛散防止対策等について」 (株)日本植物防疫協会 藤田 俊一 氏
九州地区
※講演資料を8～13頁に掲載しました。

- 「農薬に関する最近の課題から」 千葉大学園芸学部教授 本山 直樹 氏
東海地区、東北地区

※講演資料を後日、組合員に送付する予定です。

- 「農薬を取り巻く諸問題」 緑の安全推進協会 玉川 寛治 氏
北海道地区

※ 地区会議に欠席され、配布資料送付をご希望の組合員は事務局にご連絡下さい。

2. 第66回植物防疫研修会

- (1) 期 間 平成 19 年 1 月 24 日 (水)～1 月 30 日 (火)
(2) 場 所 国立オリンピック記念青少年センター
(3) 受講者 71名(全農薬関係37名、農薬工業会関係34名)

修了者名簿を最終頁に掲載しました。

3. 安全協愛知県支部及び、農薬工業会中部支部主催「農薬ゼミ」の開催について

名古屋市において下記のとおり安全協と工業会支部が開催しましたので報告します。

お母さん、知って安心、家族も安心 やさしい「農薬ゼミ」(愛知) 報告

開催日時:平成 19 年 2 月 8 日 (木) 13 時 30 分～16 時 15 分

会 場:愛知県文化情報センター12F 「アトスペースA」

主 催:農薬工業会中部支部、全国農薬安全指導者協議会

参 加 者:家庭の主婦を中心に 約 140 名

・支部、安全協関係者 41 名

(農政局、愛知県、植防協会、経済連、JA、安全協会員、支部会員)

ゼミ概要:ゼミの内容については他地区開催の内容と同様で進行(本山先生並びに真板先生)されたが、特に当地区の生産者代表(JAあいち中央 きゅうり生産部会長 大島清隆氏)の栽培に関する報告や農薬使用の実態が参加者に好印象をもたれたようであった。

以上

(愛知県支部長 鈴木健司)

4. (社)緑の安全推進協会「緑の安全管理士」認定審査会

- (1) 期 間 平成 19 年 2 月 13 日 (火) 11:00～12:00
(2) 場 所 (社)緑の安全推進協会 会議室
(3) 議 題

① 第66回植物防疫研修(平成 19 年 1 月 24 日～30 日)修了者に資格認定

② その他

(4) 出席者 弓削参事

5. 組合員異動

[代表者変更]

○ 株式会社 師長商店 (愛知県)

新:高松 俊夫

旧:後藤 恒夫

[電話・ファクシミリ 番号変更]

株式会社 竹間農園 岡葉支店 (岡山県)

新:TEL 086-207-6617 FAX 086-207-6618

[支部長変更] (富山県)

新:吉本 実 吉本商事株式会社

旧:日光 義弘 株式会社 石沢商事

6. 安全協賛会員の新規加入

平成19年2月より、下記3社が加入されましたのでお知らせします。

○ 三井物産株式会社 アグリサイエンス事業部

〒101-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1

TEL 03-3285-5373 FAX 03-3285-7772

○ 株式会社 三共緑化

(平成19年3月12日より下記に移転)

〒113-0033 東京都文京区本郷 4-23-14(三共春日ビル 4階)

TEL 03-5844-2030 FAX 03-5844-2033

○ マクテシム・アガン・ジャパン株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-2-9(日比谷セントラルビル 14階)

TEL 03-5532-7609 FAX 03-5532-7610

[賛助会員の住所変更]

○ 三共アグロ株式会社 平成19年3月5日(月)より

新:〒105-7117 東京都港区東新橋 1-5-2(汐留シティ・センター)

TEL 03-3573-9501(代) FAX 03-3573-9890

○ 三井化学クロップライフ株式会社 平成19年2月26日(月)より

新:〒105-7117 東京都港区東新橋 1-5-2(汐留シティ・センター)

TEL 03-3573-9800 FAX 03-3573-9888

7. (財)報農会、農家子弟に奨学金を交付

財団法人報農会は、2月7日、平成18年度の農家子弟への奨学金贈呈について審査委員会を開き、提出された研究報告を審査した結果、下記の5名の農業大学校生に対し奨学金を贈呈することを決めた。

この奨学金は、植物保護に関心を持ち、かつ農業後継者として科学的知識や技術を深めるために、県立農業大学校等に在籍して優秀な研究を行った農家子弟に対して贈られるもので、昭和58年に発足して以来今回は24回目に当たる。受賞者は今回を含めて延べで110校110名に及んでいる。なお、奨学金は賞状とともにそれぞれの在籍大学校長から贈呈される。

本年度の受賞者及びその調査研究課題は次のとおりである。

- ◎ リンゴ“ふじ”のハダニ類における天敵農薬およびデンプン由来殺虫剤の防除効果について
福島県農業総合センター農業短期大学校 園芸学科果樹専攻2年 上田和弥
- ◎ シクラメンのわい化剤散布による草姿改善の検討
栃木県農業大学校 園芸学科花きコース鉢物専攻2年 小倉郁美
- ◎ 花壇苗を用いた屋上緑化における保湿剤と断熱資材の効果の検討
滋賀県立農業大学校 花き専攻2年 井入るみ
- ◎ 欧州系ブドウの無核化に関する試験
島根県立農業大学校 園芸畜産科果樹専攻2年 宮崎達也
- ◎ 熱帯果樹類の害虫発生状況の把握
沖縄県立農業大学校 園芸課程果樹コース1年 大城良太

8. 住宅地等における農薬使用について

農林水産省 消費・安全局より別添(14~17頁)のとおり通知されましたので、関係者の指導にご協力願います。

なお、本通知により「住宅地等における農薬使用について」(平成15年9月16日付15消安第1714号)ー農薬ガイドブック2007年版632頁参照ーは廃止されました。

9. GAPシンポジウムの案内

(社)日本施設園芸協会より、開催案内がありましたので18頁に掲載します。

主 な 行 事 予 定

〔全国農薬協同組合〕

平成19年 4月12日(木)	第235回理事会
7月13日(金)	第33回安全協常任幹事会
9月13日(木)	第236回理事会
10月10日(水)～16日(火)	第67回植物防疫研修会
23日(火)	監査会
11月20日(火)	第237回理事会
21日(水)	第42回総会・第30回全国集会・記念パーティ
12月5日(水)	第238回理事会

〔全国農薬業厚生年金基金〕

平成19年 4月11日(水)	第22回資産運用委員会・第5回基金財政検討委員会
7月12日(木)	第43回理事会

講演レジュメ(全農薬主催)

レジュメ

いまの事態をどう認識するか。これが最大のポイント。
この認識具合で「勝者」になるか「敗者」になるかの分かれ道に。
つまり戦後最大の転換点に立っている。

結論は、マーケットで「構造改革」が実現していく。
行政だけを見ていたら「奈落の底」へ一直線。老舗企業でも倒産だ。
愚直にマーケットを見ること。解決策はそこから出てくる。

どんな形で「構造改革」は実現するか。
見えてくるイメージは、米、畑作、野菜などで違って来る。
米は、政府と系統の「集落営農組織」による規模拡大は頓挫。結局、1ヘクタール農家が隣の田圃をやることで規模が拡大する程度。
野菜は、スーパーなどへ出荷を考えれば企業経営的なグループが台頭。零細農は厳しくなる。
畑作は、1農場でもオーナーの企業経営的手腕が問われる。関税大幅引き下げで3年以内に「勝者」と「敗者」に分かれる。

農協界はどうなるか。
農協の「全農離れ」が急速に進行。
農協界内部でも、「勝者」と「敗者」の二極化が急速に進む。
米地帯の農協は、集落営農組織崩壊とともに弱体化へ。
野菜地帯の農協は、営農部門が徐々に弱体化へ。なかには営農部門を廃止の動きも。
畑作地帯の農協は、商社並みの経営力が問われる。

この「構造改革」に、農薬販売業者はどう立ち向かえばよいのか。農業販売業者の手腕が大いに問われるところである。

土門剛

平成19年度全農薬九州地区会議
特別講演



社団法人日本植物防疫協会
藤田俊一

1

ポジティブリスト制度施行後における輸入食品の違反実績
(速報値:平成18年8月1日~11月30日までの違反確定分)

分類	基準	違反件数
残留農薬	新基準	134
	一律基準	118
	従来基準	12
	計	264
残留動物用医薬品	新基準	4
	一律基準	12
	不検出基準	97
	従来基準	6
	計	119

《参考》

	17年度の10月 違反平均件数	18年度の10月 違反平均件数	比率
残留農薬	4.8	44.0	9.2
残留動物用医薬品	4.5	19.8	4.4

4

農薬残留の原因

- 農薬の不適切な使用に基づく残留基準超過
 - ①適用作物以外への使用
 - ②規定された以外の方法で使用
- 不慮の農薬汚染による残留基準超過
 - ①別の農薬が残ったタンクで散布したことによる汚染
 - ②飛散による汚染
 - ③土壌中に残った農薬による汚染
 - ④河川に流出した農薬による汚染

etc....

2

国内:農薬の不適切な使用に基づく違反事例

作物	検出農薬	推定原因
しゅんぎく	カルベンダジム	適用外使用
小ねぎ	EPN	不適正使用
食用ぎく	フェンバレレート	適用外使用
いちご	ホスチアゼート	

5

ポジ対策1:農薬の適正使用の推進

- 適用作物以外の作物への使用禁止
- 希釈倍率・使用量・使用回数・収穫前日数の厳守

ラベルの厳守!

記帳の徹底!

3

ポジ対策2:不慮の農薬汚染対応

- 農薬飛散の注意・対策喚起
- 後作物残留に対する警戒
- 河川への流出に対する予防対策

+

一律基準→残留基準設定の要請強化

6

国内: 散布器具の洗浄不足に基づく違反事例

作物	検出農薬	推定原因
さやいんげん	アセフェート(メタミドホス)	散布器具の洗浄不足
レタス	ホサロン	散布ホース
金時草	シアノホス	散布器具の洗浄不足

7

飛散対策の最近の動向

- 過剰な反応や対応をとる現場もみられるが……
- 幾つかの条件が重なった場合に問題が顕在化することなど、飛散リスクの実態解明が前進
- 対策の考え方やツールが前進
- 普及センター等でも啓発活動・実態調査・対策推進が活発に
- 飛散低減資材が充実し業者による普及活動が活発に

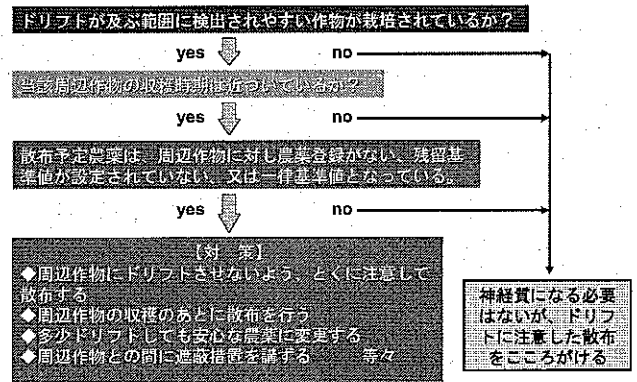
10

国内: その他の原因に基づく違反事例

作物	検出農薬	推定原因
かぼちゃ	ヘプタクロル	土壌残留
パセリ	イプロベンホス	原因不明
しゅんぎく	フェニトロチオン	原因不明
シジミ	チオベンカルブ	河川流出農薬
いちご	ホスチアゼート	調査中

8

周辺作物へのドリフト対策フロー



11

大気中の農薬への関心

- 有機リン剤等の吸入影響に対する懸念
- 群馬県が有機リン剤の無人ヘリ散布を自粛
- 環境省: 公園緑地などでの農薬散布による大気中農薬のリスク評価を開始/自治体に防除実態をアンケート調査→不適切な農薬使用も
- 環境省・農水省: H19.1月通知「住宅地等における農薬使用について」で適正使用を再通知し、とくに有機リン剤の混用使用を禁止

9

ドリフト後の残留濃度の減衰

<農薬工業会・緑の安全推進協会委託試験>

ドリフトを受けた場合、どのくらいの期間あれば十分減衰するのか?
農薬によって大きなリスクの差異があるのか?

検出されやすい作物である「ほうれんそう」を用いて調査
 極低濃度の薬液を作り、精密な散布を行ってドリフトによる暴露条件を再現
 16農薬について2段階の暴露条件で散布
 散布直後、7日後、14日後に作物残留濃度を測定



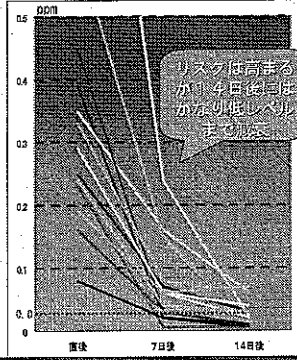
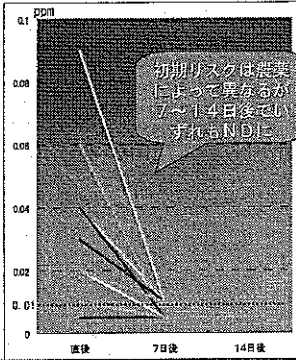
12

9

調査結果（ほうれんそう）

ドリフト量が少ない場合（0.5%相当）

ドリフト量が極めて多い場合（5%相当）



ドリフトが減るように心がけていれば、「収穫前」週間程度が要注意期間に

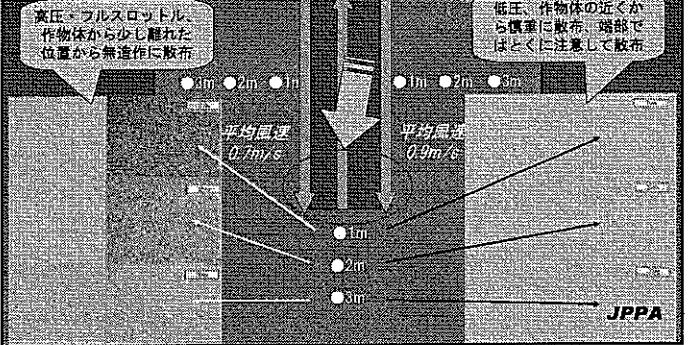
13

基本的散布操作の励行によるドリフト低減・例

ドリフトに配慮しない手散布

背風の初噴・高圧3頭ノズル

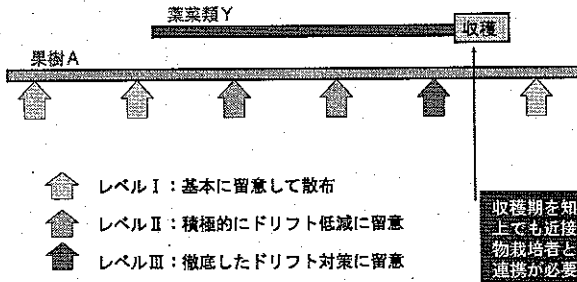
ドリフトに配慮した手散布



16

対策のイメージ

果樹Aの近接圃場で葉菜類Yが栽培されている……



JPPA

14

ドリフトを減らす対策（散布法の改善）

②積極的なドリフト低減散布法の採用

- ・ドリフト低減ノズルの使用
- ・ドリフト低減型の散布機の使用
- ・ドリフトの少ない製剤・施用法の使用

JPPA

17

対策の概要

ドリフトを減らす対策（散布法の改善）

- ・基本的な散布操作の励行
- ・より積極的なドリフト低減散布法

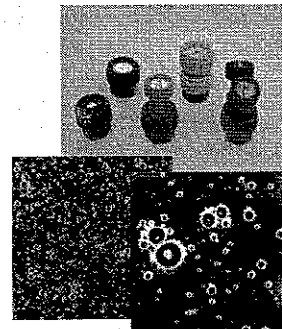
補完的な対策（散布法以外の対応）

JPPA

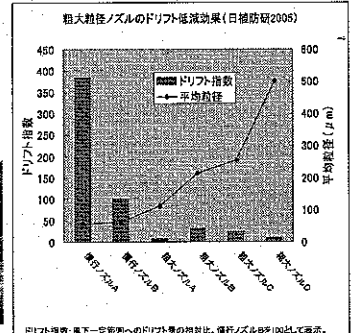
15

積極的なドリフト低減散布法

1. ドリフト低減ノズルを使用する



空気を混入したタイプが主流。海外でも同様。



ドリフト指数：真下一定距離へのドリフト量の相対比。標準ノズルを100として表示。

JPPA

18

SSのドリフト対策

ネット設置は一層の安心向上

④ 網列散布に注意。状況によっては送風を停止して散布する

① ノズルの適正な配列に留意する

ドリフト低減ノズルも有効だが過信は禁物

② 過度の送風を控えて散布する

③ 巡回時に外側噴霧を確実に止める

不安な時は周辺作物にも登録のある農薬を選ぶ

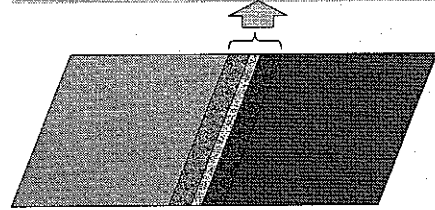
周辺作物の収穫が近づいている時はこれらに十分配慮する

日本植物防疫協会

25

補完対策-4-

- ・ 一時的にシートなどで覆う
- ・ 最低限の緩衝区域を作る
- ・ 境界近くは散布しない



JPPA

28

補完対策-3-

ネットの使用

被覆面積率29%

被覆面積率42%

被覆面積率65%

ドリフト低減率

口径径1.5m
目風速1.0m

4mm目 2mm目 1mm目

支柱設置コスト大きい

通気性のよいネットは注意

十分な高さを確保する

JPPA

26

べたがけ資材の遮蔽効果

<日本農園芸資材研究会委託試験>

簡便なドリフト遮蔽資材として「べたがけ資材」が有効では？



29

緑肥作物による飛散低減

第1図 農薬十数種のソリゾールによるドリフト防止効果 (農薬噴霧機による散布)

第2図 ナンバの農薬に緑肥材が緑肥作物のドリフト防止効果 (スプレーによる散布)

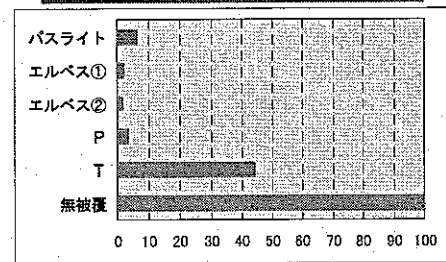
第1表 農薬飛散防止効果(ドリフトガード付)の特徴																
農薬名	高さ	長さ	厚さ	使用時期	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ソリゾール	1.2~1.3	1~2	2cmで1.8g	5~6月												
ソリゾール	2.0~2.8	4~6	2cmで1.8g	5~6月												
ソリゾール	2.5~4.0	1~2	2cmで1.2g	5~6月												
スチーブ	1.0~1.4	8~10	2cmで3~4g	5~11月												
スチーブ	1.8~2.5	8~10	4cmで5~8g	5~11月												

タキイHOTニュース④より引用

27

べたがけ資材の遮蔽効果：調査結果

トンネル被覆の場合のドリフト透過率(%)



不織布系のは高い遮蔽効果あり

トンネル被覆なら被覆作物は安全

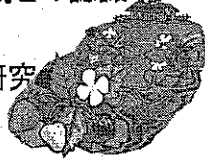
降雨や灌漑による二次的影響もほとんどない

べたがけ使用でも十分な高い遮蔽効果

30

マイナー作物対策

- 平成18年7月で経過措置終了
- 緊急的マイナー登録拡大対策から、今後はエンドレスなマイナー対策に
- 適用拡大の推進は、ポジ対応(残留基準の拡大設定)の観点からも有効との認識
- 作物グループ化の推進
- 効率的な残留性評価法の研究



31

登録作物のグループ化

- 新たに「イネ科小粒雑穀類」「シソ科葉菜類」「セリ科葉菜類」が設定
- 代表する2~3種の作物でのデータ必要
- 使用基準はグループで共通
- 一部の残留リスクの高い作物に引っ張られてしまうことも
- 農薬メーカーの判断が分かれることも
- さらなるグループ策定は困難？
- 何か別の方法は？



32

その他の動向

- 暫定基準の見直し
- IPM



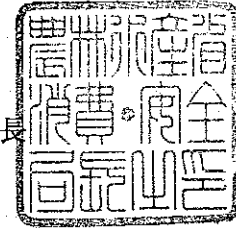
33

18消安第11607号

平成19年1月31日

全国農薬協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



住宅地等における農薬使用について

このことについて、別添のとおり関係省庁、都道府県、政令指定都市等に通知したところでは、

ついては、別添につき御了知いただくとともに、特段のご協力をお願いします。

18消安第11607号
環水大土発第070131001号
平成19年1月31日

都道府県知事・政令市長 殿

農林水産省消費・安全局長

環境省水・大気環境局長

住宅地等における農薬使用について

農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（以下「住宅地等」という。）において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第6条において、「住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」旨規定するとともに、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15消安第1714号農林水産省消費・安全局長通知）において、住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、平成17年度に「農薬飛散リスク評価手法等確立調査」の一環として環境省が実施した「自治体における街路樹、公園緑地等での防除実態調査」によると、多くの自治体で適切な方法での使用がなされているものの、一部の自治体において、病害虫の発生状況に関わらず定期的に農薬を散布している、散布の対象範囲を最小限の区域に留めていない、これまでに知見のない農薬の組合せで現地混用を行っている等の不適正な事例も依然みられる状況にある。

このような状況を踏まえ、農薬の適正使用を推進し、人畜への被害防止や生活環境の保全を図るため、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）、殺虫、殺菌、除草等の病害虫防除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等（以下「農薬使用者等」という。）に対して下記1及び2の事項を遵守するよう指導すること、貴自治

体において下記3、4及び5の事項の実施に努めるとともに貴自治体内の施設管理部局、農林部局、環境部局等の間で緊密な情報交換を行うこと等により連携の強化を図ることにつき、貴職の協力を要請する。

なお、本通知の発出に伴い、「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15消安第1714号）は廃止する。

また、環境省では、現在、農薬飛散リスク評価手法等確立調査に係る検討会を開催して、学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹及び住宅地に近接する森林等（以下「公園等」という。）の管理者向けの病害虫・雑草管理マニュアルの策定に取り組んでおり、その検討資料は環境省のホームページで公開しているところである。また、農林水産省のホームページでは人の健康に対するリスクと環境への負荷の軽減に配慮した病害虫・雑草管理を推進するため、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指針」を公開している。これらの資料についても適宜活用されたい。

記

- 1 住宅地等における病害虫防除に当たっては、農薬の飛散が周辺住民、子ども等に健康被害を及ぼすことがないように、次の事項を遵守すること。
 - (1) 農薬使用者等は、病害虫やそれによる被害の発生の早期発見に努め、病害虫の発生や被害の有無に関わらず定期的に農薬を散布するのではなく、病害虫の状況に応じた適切な防除を行うこと。
 - (2) 農薬使用者等は、病害虫に強い作物や品種の選定、病害虫の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網等による物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。特に公園等における病害虫防除に当たっては、被害を受けた部分のせん定や捕殺等を優先的に行うこととし、これらによる防除が困難なため農薬を使用する場合（森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）には、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合には、最小限の区域における農薬散布に留めること。
 - (3) 農薬使用者等は、農薬取締法に基づいて登録された、当該防除対象の農作物等に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
 - (4) 農薬使用者等は、農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意するとともに、粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用したり農薬の飛散を抑制するノズルを使用する等、農薬の飛散防止に最大限配慮すること。
 - (5) 農薬使用者及び農薬使用委託者は、農薬を散布する場合は、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類について十分な周知に努めること。特に、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、当該学校や子ど

もの保護者等への周知を図り、散布の時間帯に最大限配慮すること。公園等における病害虫防除においては、さらに、散布時に、立て看板の表示等により、散布区域内に農薬使用者及び農薬使用委託者以外の者が入らないよう最大限の配慮を行うこと。

- (6) 農薬使用者は、農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記帳し、一定期間保管すること。

2 農作物等の病害虫を防除する際に、使用の段階でいくつかの農薬を混用する、いわゆる現地混用については、散布労力の軽減等の観点から行われている事例があるものの、混合剤として登録されている農薬の使用とは異なることから、現地混用を行う場合、農薬使用者等は、以下の点に注意する必要がある。

- (1) 農薬に他の農薬との混用に関する注意事項が表示されている場合は、それを厳守すること。
- (2) 試験研究機関がこれまでに行った試験等により得られている各種の知見を十分把握した上で、現地混用による危害等が発生しないよう注意すること。その際、生産者団体が発行している「農薬混用事例集」等を必要に応じて参考とし、これまでに知見のない農薬の組合せで現地混用を行うことは避けること。特に有機リン系農薬同士の混用は、混用による相加的な作用を示唆する知見もあることから、これを厳に控えること。

3 貴自治体内の病害虫防除所等指導機関等においては、農薬製造者に対し、以下の点について協力を要請するよう努めること。

- (1) 農薬使用者等や指導機関等からの情報等に基づき、混合剤の開発及び登録を推進するよう努めること。
- (2) 病害虫の発生状況や労力軽減等の観点から、農薬使用の現場において現地混用が行われている状況を十分認識し、現地混用を行った際の安全性に関する知見の収集及び当該知見の農薬使用者等への提供に努めること。

4 貴自治体内の病害虫防除所等指導機関等においては、2に掲げた留意点を踏まえつつ、農薬使用者等に対し、現地混用に関する情報等の提供や使用方法に係る指導に努めること。また、混合剤の開発及び登録の推進によりむやみな現地混用を不要とするため、同時に施用する必要性が高い農薬の組合せに関する情報を積極的に農薬製造者に伝達するよう努めること。

5 農薬の使用が原因と考えられる健康被害の相談が住民から貴自治体にあった場合は、貴自治体の農林部局及び環境部局をはじめとする関係部局（例えば、学校にあっては教育担当部局、街路樹にあっては道路管理担当部局）は相互に連携し、必要に応じて対応窓口を設置する等により、適切に対処すること。

GAPシンポジウムの開催

GAPは、食品の安全性や品質の確保、環境の保全、労働安全等のさまざまな目的に対応し、農業生産工程全体を管理し、適正な農業生産を実現するための有効な手法であり、できるかぎり多くの農業者がGAPに取り組むことが重要です。

こうした取り組みの普及を一層推進するためには、生産・農業者のみならず、消費者・食品事業者、流通業者等も含め、GAPの普及の意義や効果等について情報を共有し、我が国における普及の重要性についてコンセンサスを得ていく必要があります。このような観点から、今回、実際にGAPに取り組んでいる産地・農業者に加え、消費者、食品事業者などにも参加いただき、GAPについての情報・意見交換を行うため、シンポジウムを開催することとしました。

【東京会場】

日時：平成19年3月14日（水）13：00－16：30

場所：IMAホール（東京都練馬区光が丘5-1-1）

第1部 発表

- (1) 食品事業者から見たGAPへの期待
東京デリカフーズ株式会社 業務統括部長 大崎 善保 13:10-13:50
- (2) 食品事業者との連携によるGAPの取組について
あぶくまGAP推進会会員
アグリ福島有限会社 代表 松川 太美寿 13:50-14:30

第2部 パネルディスカッション

- 「消費者、食品事業者から見たGAPの取組について」 14:45-16:20
- 座長 (社)日本施設園芸協会 技術担当部長 大林 達也
パネラー JA足利トマト部 部長 斉藤 肇
あぶくまGAP推進会会員
アグリ福島有限会社 代表 松川 太美寿
東京デリカフーズ株式会社 業務統括部長 大崎 善保
全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長 加藤 さゆり

【大阪会場】

日時：平成19年3月23日（金）13：00－16：30

場所：クレオ大阪西（大阪府大阪市此花区西九条6-1-20）

第1部 発表

- (1) GAPに取り組む生産者からの報告
有限会社 穂海 代表取締役 丸田 洋 13:10-14:30
(生産者他1名)
- (2) 食品事業者から見たGAPへの期待
東京デリカフーズ株式会社 業務統括部長 大崎 善保 14:30-15:10

第2部 パネルディスカッション

- 「消費者、食品事業者から見たGAPの取組について」 15:25-16:25
- 座長 (社)日本施設園芸協会 常務理事 石内 傳治
パネラー 有限会社 穂海 代表取締役 丸田 洋
東京デリカフーズ株式会社 業務統括部長 大崎 善保
主婦連合会 参与 和田 正江
(生産者他1名)

農薬ラベルの確認ポイント

ポイント1

登録番号

登録番号の有無を確認しましょう。登録のない農薬は使えません。

ポイント2

用途

殺虫剤、殺菌剤、除草剤などの用途を確認しましょう。

ポイント3

適量表

使用基準を確認しましょう。
 ・適用作物
 ・希釈倍数
 ・散布量
 ・使用時期
 ・総使用回数
 ・使用方法
 商品名が異なっても同じ有効成分が含まれる場合には、総使用回数には注意しましょう。

ポイント4

安全使用上の注意

使用時の保護具、水産動植物への影響、保管上の注意事項などを確認しましょう。

ポイント6

最終有効年月

有効期を確認しましょう。西暦年下2桁と月が記載されています。

ポイント5

農薬ラベルの注意

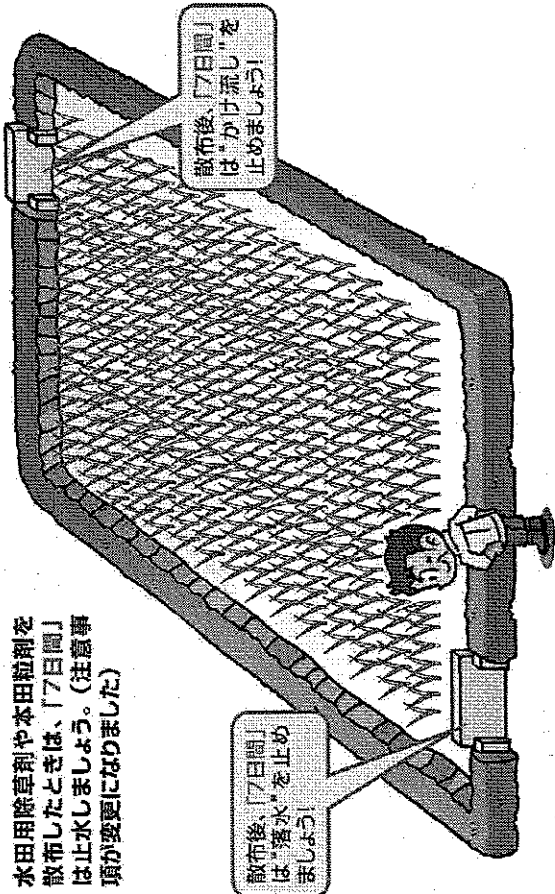
作物に対する効果的でない方や、害虫を避ける方法を確認しましょう。

その他のポイント

毒物や危険物の表示を確認し、注意事項に従って取り扱いましょう。空容器や空袋は適切に処理しましょう。

水田に農薬を散布したときは

水田用除草剤や本田粒剤を散布したときは、「7日間」は止水しましょう。(注意事項が変更になりました)



育苗箱に農薬を散布するときは

育苗箱処理による後作物への影響を防止するために、
 ● 農剤処理は、後作物を栽培しない場所で行うか、農剤が育苗箱からこぼれないように丁寧にいきましょう。
 ● 育苗ハウス全面にビニールシートを敷くなど、地面への農剤の浸透を防止しましょう。



守ろう! 農薬の適正使用

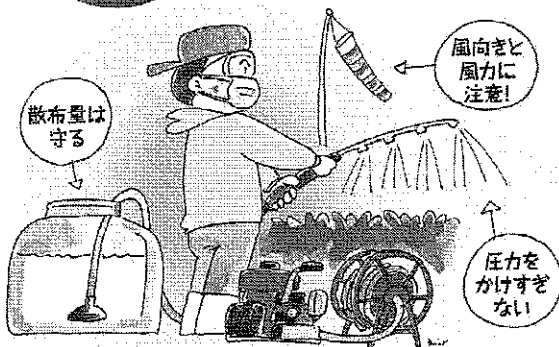
「使用基準を守りましょう」「飛散防止に努めましょう」「防除日誌に記帳しましょう」

飛散防止に努めましょう

水田に農薬を散布したときは

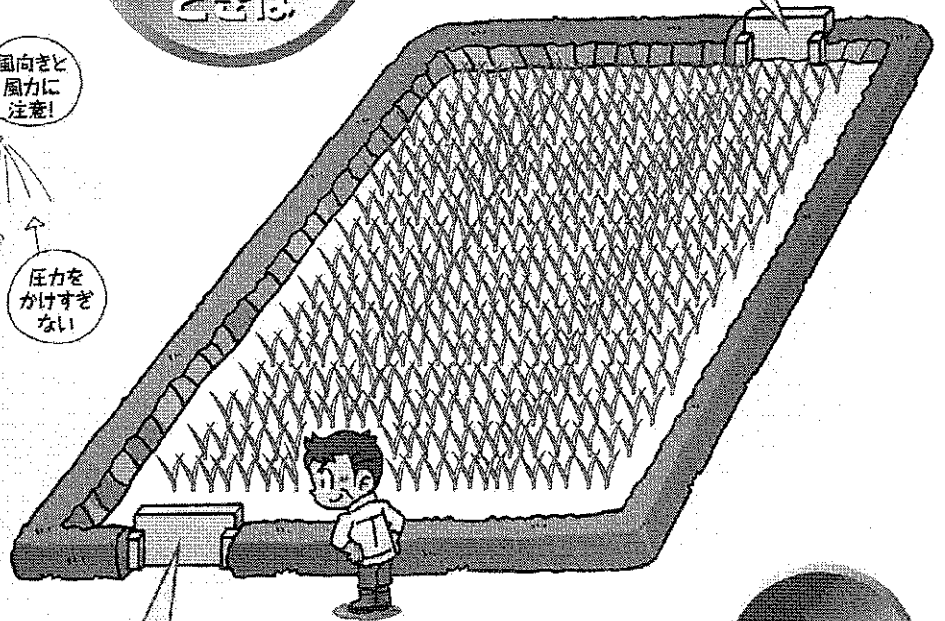
水田用除草剤や本田粒剤を散布したときは、「7日間」は止水しましょう。

散布後、「7日間」は「かけ流し」を止めましょう!



飛散防止のポイント

- ・風の強さや風向きに気をつけましょう。
- ・散布の位置や方向に注意しましょう。
- ・適切なノズル、圧力で散布しましょう。
- ・散布量を守りましょう。



農作業の内容はいつもかならず記帳しましょう

散布後、「7日間」は「落水」を止めましょう!

育苗箱に農薬を散布するときは



収穫日は、10日以降だ!



作物名、散布日時、場所、農薬名、散布量、希釈倍率、散布器具、天候、風の様子など

- 育苗箱処理による後作物への影響を防止するために、
- 薬剤処理は、後作物を栽培しない場所で行うか、薬剤が育苗箱からこぼれないように丁寧にいきましょう。
 - 育苗ハウス全面にビニールシートを敷くなど、地面への薬剤の浸透を防ぎましょう。

平成 18 年度ゴルフ場・緑地向け農薬出荷実績

平成 18 年 11 月 17 日

(社)緑の安全推進協会

ゴルフ場・緑地分野での農薬の出荷実績は、数量が 7,941ton・kℓで、前年比 +158ton・kℓ (102.0%) となり、前年より僅かであるが増加した。金額は、23,769 百万円で前年比 1,328 百万円 (105.9%) 増となり、前年に引き続き増加した。内容は、殺虫剤と除草剤は増加、殺菌剤は減少、雑草生育抑制などの植調剤が増加の傾向であった。尚、合計では数量及び金額ともに増加したが、金額のアップ率が高かった。(報告会社:36社)

①出荷数量

平成 17 年 10 月～18 年 9 月

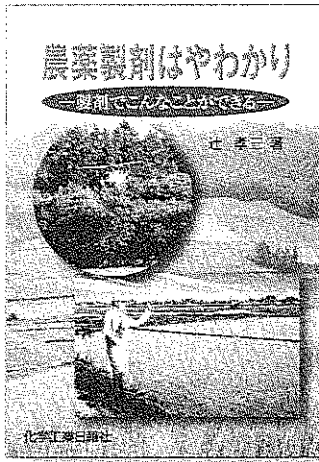
種別	用途別販売数量 (ton, kℓ)							
	芝	前年比	樹木	前年比	緑地	前年比	合計	前年比
殺虫剤	733	95.6	465	136.7	1	215.0	1,199	108.3
殺菌剤	911	96.8	1	98.1	1	117.3	913	96.8
除草剤	1,053	102.4	11	99.4	4,314	102.9	5,378	102.8
植調剤	20	138.3	0	-	7	127.6	27	135.0
農薬肥料	370	83.3	0	-	0	-	370	83.3
その他	18	-	36	-	0	-	54	141.7
計	3,105	97.2	513	131.5	4,323	103.0	7,941	102.0

②出荷金額

平成 17 年 10 月～18 年 9 月

種別	用途別販売金額 (百万円)							
	芝	前年比	樹木	前年比	緑地	前年比	合計	前年比
殺虫剤	1,851	101.0	3,746	117.1	2	200.0	5,599	111.2
殺菌剤	5,036	97.9	7	77.8	5	125.0	5,048	97.9
除草剤	8,701	106.3	15	100.0	3,644	103.9	12,360	105.6
植調剤	470	139.9	0	-	67	231.0	537	147.1
農薬肥料	86	83.5	0	-	0	-	86	83.5
その他	63	-	76	-	0	-	139	173.8
計	16,207	103.9	3,844	113.7	3,718	105.0	23,769	105.9

製剤技術による安全性、省力化、効力向上を解説!!



農薬製剤はやわかり

— 製剤でこんなことができる —

2006年10月24日発行

**新刊
案内**

B6判 230頁
定価 2,940円
(本体 2,800円+税)
(送料別)

辻 孝三 著

農薬製剤とは、使用者が使いやすく、効力を最大限に発揮させるために有効成分を調合・加工していわゆる農薬を製造する技術である。本書は、「製剤で、実際どのようなことができるのか」に焦点をあて、農薬製剤の目的や種類について概説してある。また、最近重要性が非常に高まっている放出制御製剤、特にマイクロカプセル製剤について、いくつかの利用例とそれらの製剤設計を説明している。次いで安全性の向上、省力化、効力向上などの目的別に、どのような製剤技術が利用され、それによってどのようなことが、どの程度まで、できるのかを解説している。製剤技術によって、すべてのことができるわけではないが、かなりのことができるのも事実である。最後にこれからの製剤技術開発の方向についても触れている。

製剤と施用法の連携で理想的な農薬使用体系を!!

目 次

- | | |
|-----------------------|----------------------------------|
| プロローグ — 新郎と新婦— | 10. 農薬の生物効果を高めるには |
| 1. 製剤はどんな働きをするのか | 11. 葉害を軽減するには |
| 2. いろいろの製剤 | 12. 農薬製剤にはどのような
物理化学的性質が必要なのか |
| 3. 製剤が農薬の運命を左右する | 13. これからの農薬製剤とは |
| 4. 今までにどんな製剤が使われてきたのか | 14. 製 剤 雑 話 |
| 5. 新しい製剤を開発する | [参 考 文 献] |
| 6. 放出制御製剤が重要になっている | あ と が き |
| 7. 農薬をマイクロカプセルに入れる | 索 引 |
| 8. 安全な製剤を求めて | |
| 9. 省力化のために | |

56406 【注文書】農薬製剤はやわかり 冊

フリガナ	支店・営業所・事業所名		
会社名			
住所	〒		
部署名	役職名		
フリガナ	TEL.	()	
御氏名	FAX.	()	
e-mail			
e-mailによる書籍等の案内を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない			

●ご注文、お問い合わせは 下記までTELまたはFAX、HPで!!

化学工業日報社 販売局
〒103-8485 東京都中央区日本橋浜町3-16-8
<http://www.chemicaldaily.co.jp/>

東京 TEL 03-3663-7932
FAX 03-3663-7275

大阪 TEL 06-6110-9871
FAX 06-6110-9985

FAX通信欄

全農薬通報

お支払い方法 1.銀行振込 2.郵便振替 受付 年 月 日

食料・農業・農村をひらく叡智を結集

最新

農業技術事典

NAROPEDIA

独立行政法人 農業・生物系特定産業技術研究機構 ● 編著

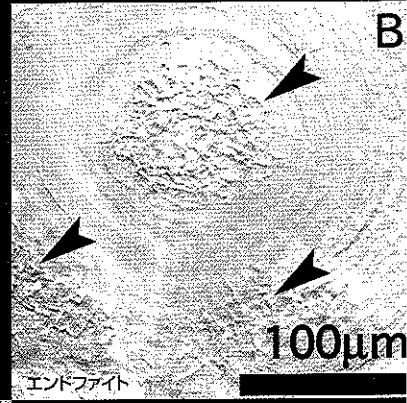
農文協 ● 発行

B5判2030頁・オールカラー 定価38,000円
収録用語約15,000語 カラー写真2100枚

2006年
3月発行
予定



植物工場



エンドファイト

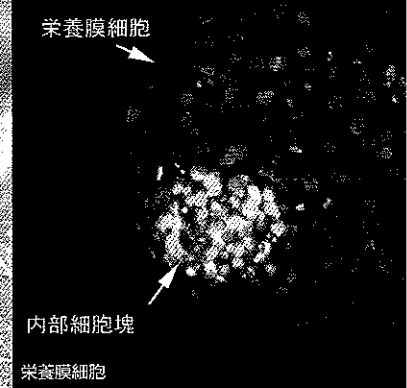
100µm

農業生産技術と
その周辺の重要語を網羅、
研究者1100人が総力執筆

- 作物／家畜／品種／育種・バイオテック
- 栽培様式／生育の見方と栽培技術／飼育技術／施設／資材／農業機械
- 土壌・土壌改良／土壌管理と施肥／肥料・土壌改良材・有機質肥料
- 病虫害／防除法・資材／家畜の病気・人獣共通感染症／雑草／除草法・資材／鳥獣害
- 気象／バイオマス・自給エネルギー／環境保全型農業／食品の機能性・安全性・IT活用
- 経営／流通・マーケティング／食・地域／集落営農／法律・制度・行政・施策



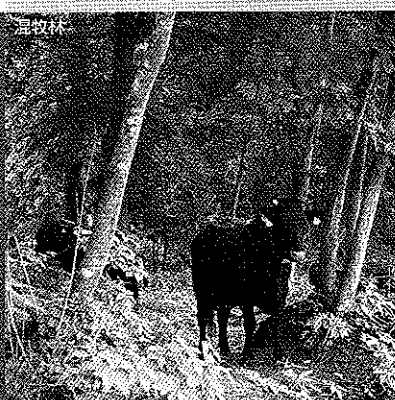
タイロクヒメハネガムシ



栄養膜細胞

内部細胞塊

栄養膜細胞



混牧林



小麦の種類



カンキツ園内道

(写真は本書典に収録されているものの一部です)



黄化葉巻病



再生紙マルチ直播

<http://naropedia.com>

社団法人
農山漁村文化協会

消費者は安全・安心を求めています

環境保全型農業を実現

- ・必要最小限ですませる
- ・厳しくなっている使用基準を守る
- ・ドリフト対策にも有効活用

作物別

適用農薬便覧

平成19農薬年度に対応

●都築司幸編著 ●B5判並製・平均900頁

全3巻

●揃定価17,100円(本体16,236円)



本書の5大特徴

- 1 あさつき、ズッキーニ、あけびなど小生産量作物(マイナー作物)を含めたすべての登録農薬を全収録(平成18年10月18日現在)。
- 2 作物ごとに病気、害虫、雑草などから登録農薬が即座に引ける。
- 3 同時防除可能な登録農薬がすぐわかる。効率防除で農薬減らしにも便利。
- 4 一つひとつの農薬の全作物に対する適用範囲がわかる。1剤1剤の使い勝手を高め、農薬活用の幅を広げる。
- 5 姉妹編の『農薬便覧 第10版』を補完し、現場ですぐ使える機能を重視!

全3巻の構成

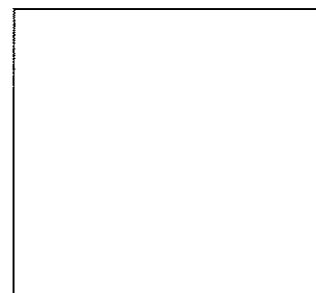
- 第1巻 食用作物編(稲科の穀物、豆類、いも類)
 第2巻 野菜編(果菜、葉菜、根菜他ばれいしょ、さといもなどのいも類、ハーブ、食用の草花)
 第3巻 果樹・特用作物他編(果樹、特用作物、花き・花木、樹木、芝、牧草、きのこなど)

申込書

作物別 適用農薬便覧 ●揃定価¥17,100 □ セット (価格はいずれも税込)

1. 食用作物編 978-4-540-06183-7 ¥5,500 () 冊
 2. 野菜編 978-4-540-06184-4 ¥5,600 () 冊
 3. 果樹・特用作物他編 978-4-540-06185-1 ¥6,000 () 冊

お名前(団体名) _____ ご住所(〒 _____)
 ご担当者名 _____ TEL(_____) FAX(_____)
 e-mail _____



編 222・0612



自然と人間を結んで65年

農文協(社)農山漁村文化協会

<http://www.ruralnet.or.jp>

〒107-8668 東京都港区赤坂7-6-1 TEL.03-3585-1141 FAX.03-3589-1387

第66回 植物防疫研修会修了者名簿

平成18年1月24日～1月30日

番号	氏名	県名	会社名
1	横 澤 元 よこざわ げん 元	北海道	(株)コハタ
2	細 川 修 ほそかわ おさむ	"	北海道日紅(株)
3	遠 藤 慶 えんどう けい	"	"
4	今 野 佑 介 こんの ゆうすけ	"	"
5	松 本 晃 まつもと あきら	"	(株)東栄
6	高 畠 潔 たかばた きよし	"	小柳協同(株)
7	浅 香 寿 昭 あさか ひさあき	"	北日本スカイテック(株)
8	宮 崎 敏 行 みやまき としゆき	"	"
9	齋 藤 信 悟 さいとう しんご	秋田	池田薬品商事(株)
10	大 貴 陽 介 おおぬき ようすけ	"	"
11	小 川 俊 和 おがわ しんが	山形	山形日紅(株)
12	大 津 朋 洋 おおつ ともひろ	"	山米商事(株)
13	薄 太 輔 うすき だいすけ	福島	山本商事(株)
14	武 藤 努 むと うむ	"	"
15	岩 沼 綾 一 いわたま りょういち	埼玉	カネコ種苗(株)熊谷支店
16	山 岸 洋 一 やまぎし よういち	長野	広田産業(株)
17	小 林 聡 一 郎 こばやし そういちろう	"	(株)アグロ信州
18	佐 々 木 聖 ささき きよし	"	(株)岡沢薬局本店
19	小 野 晴 貴 おの はるき	新潟	吉田農事(株)
20	野 口 政 隆 のぐち まさたか	"	"
21	田 中 良 一 たなか りょういち	"	(株)ネイグル新潟
22	石 田 伸 一 いしだ しんいち	"	"
23	熊 谷 崇 くまがい たかし	"	"
24	椎 谷 敏 雄 しいや としお	"	(株)ナビック
25	村 松 眞 むらまつ みつぎ	静岡	豊田肥料(株)
26	三 倉 満 雄 みくら みつお	"	(株)加村薬局
27	飯 田 憲 いいた あきら	"	(株)山正
28	富 田 恵 子 とみ たけいこ	京都	(株)向陽アグロガーデニングホールディングス
29	坪 倉 敏 郎 つぼくら としろう	"	"
30	角 本 光 弥 すみもと みつひろ	鳥取	(株)ランドサイエンス
31	渡 辺 聡 志 わたなべ さとし	"	"
32	赤 澤 武 史 あかざわ たけふみ	岡山	山陽薬品(株)
33	山 本 裕 仁 やまもと ひろひと	"	井上商事(株)
34	大 武 弘 昌 おおたけ ひろまさ	広島	大信産業(株)
35	板 東 和 也 ばんどう かずや	徳島	(株)松村農園
36	藤 島 光 信 ふじしま みつのぶ	熊本	グリーンテック(株)

君を守るために、

■農薬は農産物の安定供給に欠かせないもので、安全性が確認されたものだけが農水省で登録されています。
■農薬は安全な農産物を作るため、農薬使用基準等で定められた使用時期、使用方法を守りましょう。

農薬安全一声運動

安全使用運動すすめます。2007年農薬安全コンサルタント

(財)日本中毒情報センター110番(有料)

TEL 0990-50-2499(大阪)
0990-52-9899(つくば)



全国農薬協同組合
全国農薬安全指導者協議会

この印刷物は環境にやさしい大豆油インキと再生紙を使用しています。

2007年 農薬安全一声運動ポスター